

令和5年 第6回農業委員会議事録

令和5年6月26日午前10時00分に第6回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

3 番 (小関 金也) 8 番 (小松 栄作) 13 番 (伊勢村孝之) 16 番 (星川 礼子)

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 報第 8号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 9号 農地改良届について
- 報第10号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 議第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第20号 非農地証明について
- 議第21号 尾花沢市農用地利用集積計画について

令和5年 第6回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和5年第6回通常総会を6月26日（月）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立願います。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。3番 小関金也委員、8番 小松栄作委員、13番 伊勢村孝之委員、16番 星川礼子委員より欠席の旨、連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は15名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。田植え後に天気も良くてだいぶ苗も進んでいるようで、すいかの方もスムーズに進んで、農産物が良い天気恵まれているような気がします。これからどうなるかわかりませんが、皆さん暑さが続いておりますので、体に十分気をつけて、農作業に励んでくださるようお願いいたします。挨拶に代えさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長宜しくをお願いいたします。

（議 長）

只今より令和5年第6回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番 鈴木勲委員、10番 沼澤克己委員 以上の2名を指名いたします。

次に事務局長より発言の申し出がありますので、これを許します。事務局長。

(事務局 五十嵐局長)

この際、事務局からお詫びと訂正のお願いを申し上げます。先に皆様に配布いたしております、第6回総会議案書について一部誤りがございました。議第21号「尾花沢市農用地利用集積計画について」、26頁の内容に変更がありました。正しくは本日お手元に配布いたしましたとおりでございますので、お手数をおかけいたしますが差し替えをお願いいたします。お詫びして、訂正させていただきたいと思っております。

(議長)

只今、事務局長からの報告について、皆様差し替え願います。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問も無いものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第8号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第8号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は2件でございます。貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1は中間管理機構へ貸付、機構でのマッチングは次回7月以降の予定です。No.2は所有者が管理予定とのことで自作としております。

以上で報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第8号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に報第9号「農地改良届について」を上程いたします。現地調査第5班主任、齋藤吉勝委員の報告・説明を求めます。

(14番 齋藤委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第9号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第10号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

田中補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは、私より報第10号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況について」をご報告申し上げます。

1 農業委員会の状況、2 最適化活動の実施状況、3 事務の実施状況と大きく3つ
に分かれております。

議案書の7頁をご覧ください。報告様式が縦頁になっておりますので、議案書を縦にし
てご覧ください。1つ目、農業委員会の状況でございます。令和5年4月1日現在と表記
されておりますが、一つ目の農業の概要につきましては記載されている面積、農家数等の
主だった数字につきましては、2020年の農林業センサスより記載しています。

頁をめくりまして、8頁をご覧ください。2の最適化活動の実施状況についてです。(1)
の農地の集積について、①現状及び課題、②目標、③実績となっております。実績の今年度
の新規集積面積は農業委員と推進委員が農地の集積に係わった数値を記載しています。全
体では3,528haとなっております。

農業委員会の点検結果として、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地中間
管理事業の活用を促したり、農地の集積・集約化に向けて調整するなどの活動をしている、
と捉えております。

続いて、(2)の遊休農地の発生防止・解消について、8頁から9頁にかけて記載してお
ります。それぞれ、①が現状及び課題、②が目標、③が実績、④がその他となっております。
③の実績ですけれども、今年度の緑区分の遊休農地の解消目標は0.1haとなっております。
今年度の目標に対する達成状況は、2.8%というところでございます。黄色区分に関し
ましてはありませんので空欄、ゼロとなっております。④のその他で、先ほどの農地の利用
状況調査を受けまして、1号遊休農地の面積が14.9haとなっております。前年度と比べ
まして、0.1haの減でございます。農業委員会の点検結果として、農地パトロール(利
用状況調査)の実施と農業委員、農地利用最適化推進委員による農地利用状況調査以外の
農地パトロール、巡回活動を行っている、その成果と捉えております、

続いて、下に移りまして、「(3)の新規参入の促進について」でございます。こちら、

9 頁から 10 頁にかけてでございます。9 頁に①が現状及び課題、②が目標、③が実績となっています。新規参入者の実績のところの、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積が 11.6 ha ということで、目標の 17.6 ha に比べまして、66% というようなことでございます。参考として、新規参入者の参入状況ですが、参入経営体数は 6、取得面積は 5.3 ha となっております。令和 5 年度から 6 つの経営体が新規参入されるということでございます。

農業委員会の点検結果として、市農林課の新規就農担当と連携して対応している、支援事業等により就農につながっているとしております。

2 の最適化活動の活動目標ということで、1 人当たりの活動日数の目標到達を定めておりました。活動強化月間は、目標では 10 月から 12 月にかけて、人・農地プランの話し合いを通じて農地の集積・集約化作業を行うとしておりました。実績のところでございますが、こちら活動強化月間の設定回数 3 回ということで、取り組んだ時期が令和 4 年 11 月、12 月、令和 5 年の 2 月というようなことでございます。こちらは人農地プランあるいは地域計画等の話し合いを含めて取り組んだとしております。

続いて 11 頁をご覧ください。(3) 新規参入相談会への参加についてでございます。こちらの目標としては 2 回としておりましたが、②の実績のところ、参加回数は 1 回ということでございます。こちらは新型コロナの影響等ありまして、なかなか開催されなかったということがありまして、今年の 1 月に東京で開催されました新・農業人フェアに西塚喜行委員から参加していただきました。その実績で 1 人としております。

その下の、目標達成状況の評語ですけれども、目標に対して期待どおりの結果が得られたとしております。推進委員等の点検・評価結果につきましては、目標に対し期待を上回る結果が得られた、要するに活動日数の部分ですけれども、こちらが 13 人、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が 2 人、目標に対して期待をやや下回る結果となった方、活動日数が足らなかった方が 14 人ということでございます。

最後、12 頁が事務の実施状況ということでございます。総会、部会の開催実績、農地法第 3 条に基づく許可事務、転用に関する事務、違反転用への対応で、こちらはそれぞれ記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第10号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第19号「農地法第3条による許可申請について」説明いたします。所有権移転についてご説明いたします。13頁をご覧ください。案件は5件です。No.1と2の申請事由は農業廃止のため、No.3と4は高齢化による経営縮小のため、No.5は労力不足です。このうちNo.2は耕作地を持たない非農業者への移転で、許可された場合は自家用野菜を作る計画とのことです。

次に使用貸借権の設定についてです。No.6は労力不足のための貸借権設定です。

No.1からNo.6は農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たし

ていると判断いたしました。

以上、説明を終わります。慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第20号「非農地証明について」を上程いたします。現地調査第5班主任、齋藤吉勝委員の報告・説明を求めます。

(14番 齋藤委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。武田委員。

(19番 武田委員)

19番 武田です。現地調査の結果、非農地と認められる箇所はどの筆ですか。

(議 長)

齋藤委員。

(1 4 番 齋藤委員)

1 4 番 齋藤です。申請番号 1 と 2 については申請のとおり、申請番号 3 については、字芦沢〇〇〇〇と〇〇〇〇－〇を除いたもの、申請番号 3 については延沢字芦沢〇〇〇〇－〇を除いたものです。

(議 長)

暫時休憩といたします。

休憩 10 : 40

再開 10 : 55

(議 長)

再開します。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第 2 0 号を採決いたします。本案について、報告のとおり一部修正のうえ決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、報告のとおり決しました。

次に、議第 2 1 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第21号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書26頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借1件所有権移転3件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が82aです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が 出し手1名、受け手1名、所有権移転が出し手3名、受け手3名です。合計は出し手が4名、受け手が4名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3から5年が1件で18aです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

27頁からは、個別状況になります。このうち27頁は利用権設定で、28頁は所有権移転分になります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第21号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和5年第6回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前11時3分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和5年6月26日

尾花沢市農業委員会

議長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____